

令和3年9月21日

白岡市議会議長 江 原 浩 之 様

提出者 白岡市議会議会運営委員会
委員長 渡 辺 聡一郎

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び白岡市議会会議規則（平成24年白岡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

議提案第1号

白岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

白岡市議会委員会条例（平成24年白岡町議会条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項中「又は記名押印」を削る。

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

提 案 理 由

委員会の内部手続における記名押印を不要とし、手続の簡素化を図るため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。